

川西町こども計画

(案)

川西町

目次

第1章 序論.....	5
1. 近年の国の動向と計画策定の趣旨.....	5
2. 「こども大綱」について.....	6
3. 計画の施策範囲について.....	9
4. こども・若者の社会参画・意見反映について.....	9
5. 計画の位置付け.....	10
6. 計画の対象.....	11
7. 計画期間.....	11
第2章 町の状況.....	12
1. 町の人口の推移と割合.....	12
2. 自然増減と社会増減.....	13
3. 人口構造.....	14
4. 出生の状況.....	15
5. 婚姻の状況.....	16
6. こどものいる世帯の状況.....	17
第3章 調査結果と計画策定の方向性.....	18
1. こども・若者を対象とした調査結果（概要）.....	18
2. 関係団体調査結果（概要）.....	26
3. こどもワークショップの結果（概要）.....	27
4. 計画策定に向けた方向性.....	28
第4章 基本理念と施策体系.....	29
1. 基本理念.....	29
2. 施策体系.....	30
第5章 施策の展開.....	31
基本目標1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくり.....	31
1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進.....	31
1-2 こども・若者の意見表明の保障.....	32
1-3 こども・若者の権利擁護.....	33
基本目標2 こども・若者の成長を支える環境づくり.....	34
2-1 就学前教育・保育の推進.....	34
2-2 学校教育の推進.....	36
2-3 障がいのあるこどもへの支援.....	38
2-4 生きづらさを抱えるこども・若者への支援.....	40
2-5 就労支援と生涯にわたる学びの提供.....	42
2-6 こども・若者の安全・安心の確保.....	43
2-7 こども・若者の居場所づくり.....	45

基本目標3 子育て当事者への支援.....	47
3-1 様々な経済的支援.....	47
3-2 母子保健の推進.....	50
3-3 地域子育て支援の環境整備.....	54
3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	57
3-5 配慮が必要な子育て家庭への支援.....	58
第6章 計画の推進について.....	60
1. 計画の推進体制.....	60
2. 計画の進捗管理と評価.....	60
3. 評価指標の設定.....	61
資料編.....	エラー！参照するデータが見つかりません。
1. 川西町子ども・子育て会議条例.....	エラー！参照するデータが見つかりません。
2. 計画策定の経緯.....	エラー！参照するデータが見つかりません。
3. 用語の解説.....	エラー！参照するデータが見つかりません。

本文中に（※）のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 序論

1. 近年の国の動向と計画策定の趣旨

少子化対策やこども施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27年には、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法^(※)」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村で「子ども・子育て支援事業計画」が策定されてきました。

令和3年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。その基本方針では、常にこどもの最善の利益^(※)を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現が提示されており、その実現に向けた動きを進めるため、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4年6月、「こども基本法^(※)」が成立・公布、令和5年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5年12月、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

このような国の動向を踏まえて策定される「こども計画」は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、各自治体の施策や地域の実情、こども及び子育て当事者等の意見を反映して策定されるこども施策の総合的な計画です。全国の都道府県及び市町村で「こども計画」が策定されることで、こどもまんなか社会の実現に向けた動きが加速していきます。

本町においても、国の動向を踏まえ、こども施策の総合的な計画となる「川西町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画により、これまでの本町のこども施策に加え、計画の対象を若者まで含めることで、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することとします。

2. 「こども大綱」について

(1) 「こども大綱」の概要

令和5年12月22日、こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次の6つの柱を基本的な方針としています。自治体こども計画の策定においても、こども大綱の基本的な方針を踏まえて作成する必要があるため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージ^(※)に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）^(※)の打破に取り組む。
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(2)「こども大綱」における施策展開に関する重要事項

こども・若者に対する支援は、こども・若者自身が自分らしく社会生活を送れるようになるまで続けていくことが必要です。また、子育て当事者に対する支援は、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉える中で、途切れることなく支えていくことが必要です。

自治体こども計画の策定にあたっては、こども大綱に記載されている次の点を踏まえながら、こども・若者のライフステージや子育て当事者の状況に応じたこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

【ライフステージを通した重要事項】

- ◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
こども基本法の周知／こどもの権利に関する理解促進等
- ◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
遊びや体験活動の推進／生活習慣の形成・定着等
- ◆こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
成育医療^(※)等の研究や相談支援／慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援等
- ◆こどもの貧困対策
教育支援、生活安定に資する支援／保護者の就労支援、経済的支援等
- ◆障がい児支援・医療的ケア児等への支援
地域における支援体制の強化／インクルージョン^(※)の推進／特別支援教育等
- ◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー^(※)への支援
児童虐待防止対策等の更なる強化／社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援／ヤングケアラーへの支援等
- ◆こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組
自殺対策の強化／安全・安心にインターネットを利用できる環境整備／性犯罪・性暴力対策／犯罪被害・事故・災害からこどもを守る環境整備／非行防止と自立支援等

【ライフステージ別の重要事項】

- ◆こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実
- ◆学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生／こども・若者の視点に立った居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要な知識の情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこ

どもへの支援／こどもや保護者等からの意見を参考とする校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援

◆青年期

高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階までの負担軽減／特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入等）／基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充／医療費等の負担軽減

◆地域子育て支援、家庭教育支援

オンラインも活用した相談やプッシュ型^(※)の情報提供／体罰によらない子育てに関する啓発／一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進／訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及

◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

育児休業制度の強化／長時間労働の是正や働き方改革の促進／男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施／男性の育児休業があたり前になる社会の実現

◆ひとり親家庭への支援

児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施／こどもに届く生活・学習支援の推進／プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化／安全・安心な親子の交流の推進／養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

3. 計画の施策範囲について

こども基本法において、こども施策について次のとおり定められています。

この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

上記の法の趣旨を踏まえ、本町では計画の対象となるこども・若者だけでなく、子育て当事者への支援も行うことで、心身の発達の過程にあるこどもや、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程を支えていくこととします。

4. こども・若者の社会参画・意見反映について

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明と社会参画の機会の確保が定められており、こども・若者の意見の尊重と最善の利益の優先的な考慮が求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するにあたって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

さらに、こどもの権利条約では、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

このように、こどもや若者の意見を聴取して施策に反映することや、こども・若者の社会参画を進めることには、大きく次の2つの意義があります。

- ①こどもや若者の状況やニーズ^(※)をよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。(ひいては、民主主義の担い手の育成に資する)

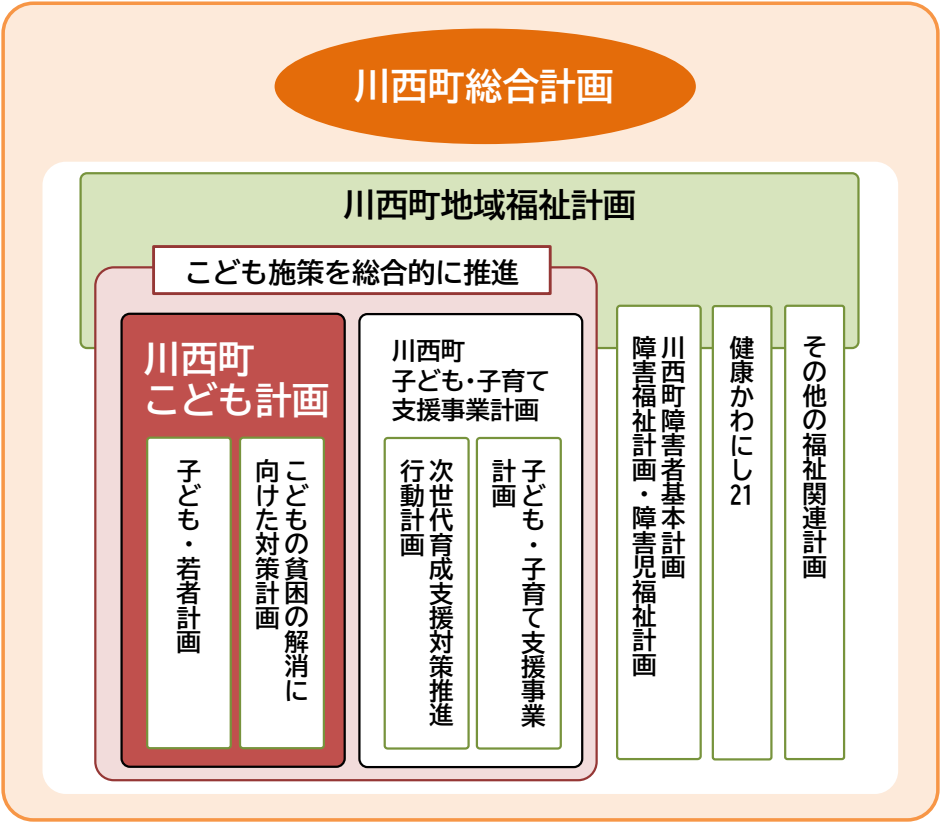
自治体こども計画の策定にあたっては、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨を踏まえ、こども・若者の意見表明と社会参画の機会の確保に努めるとともに、子育て当事者の意見も勘案したこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

5. 計画の位置付け

こども基本法において、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村における計画（市町村こども計画）を定めるよう努める」と定めています。また、「市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができる」とも定めています。

このため、本町ではこども・若者施策に関わる2つの計画を包含して一体的に策定するとともに、「第3期川西町子ども・子育て支援事業計画」と整合を図ることで、こども・若者への総合的な支援施策を推進することとします。

◆本計画の位置付け◆



◆本計画に包含する計画◆

法令	計画	策定指針（大綱含む）
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者計画	こども大綱 （旧：子供・若者育成支援推進大綱）
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画	こども大綱 （旧：子供の貧困対策に関する大綱）

6. 計画の対象

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくため、本計画の対象は、主に0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満まで）のこども・若者とします。

なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	40歳
					
こども					
		若者			

◆（参考）乳幼児期～青年期の年齢とこども・若者の範囲について◆

こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月）では、次のとおり定められています。

本大綱においては、「子供」「若者」をそれぞれ以下のとおり定義する。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。なお、法令上「子ども」と表記されている固有名詞を除き、本大綱においては「子供」の表記を用いる。

若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

*思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

7. 計画期間

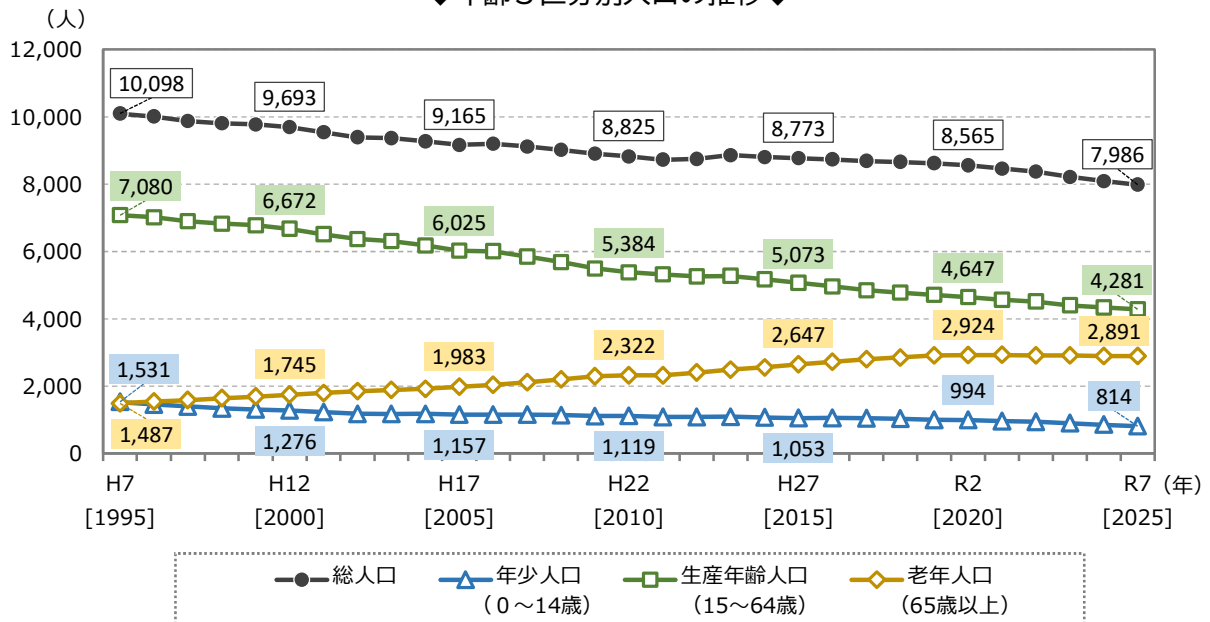
本計画の期間は、令和8年2月から令和12年3月までとします。ただし、計画期間中であっても、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行うこととします。

第2章 町の状況

1. 町の人口の推移と割合

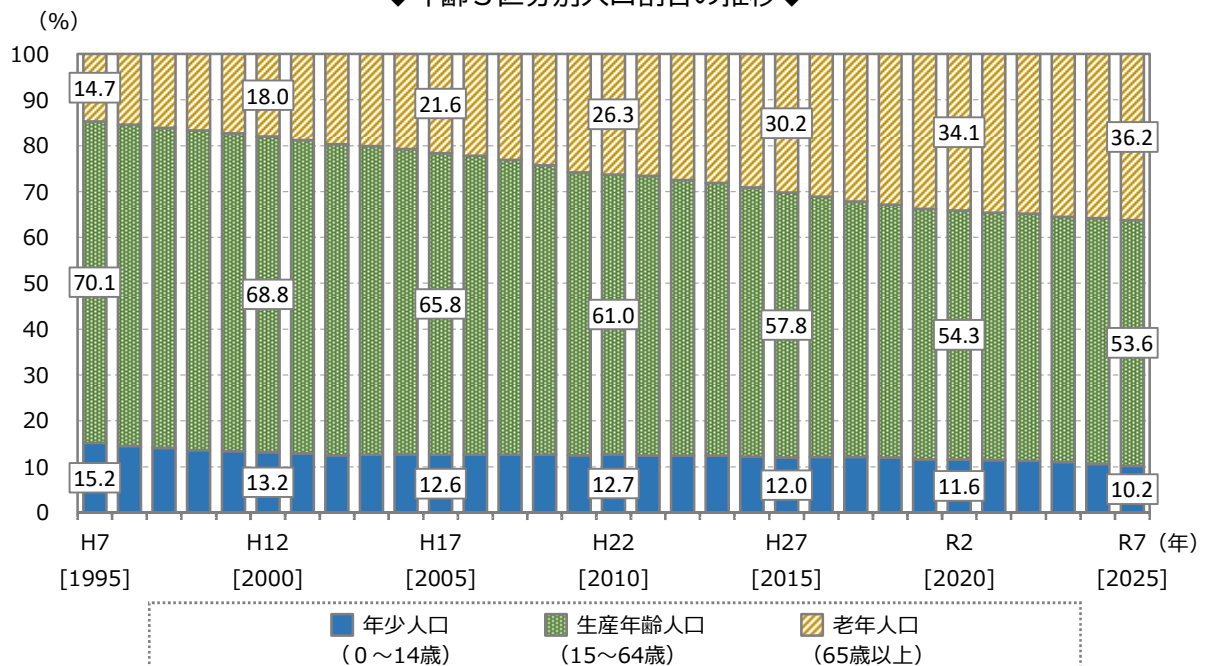
総人口は緩やかに減少しており、令和7年1月時点では7,986人となっています。また、直近5年間は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口は高止まりとなっています。

◆年齢3区分別人口の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」（H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点）

◆年齢3区分別人口割合の推移◆

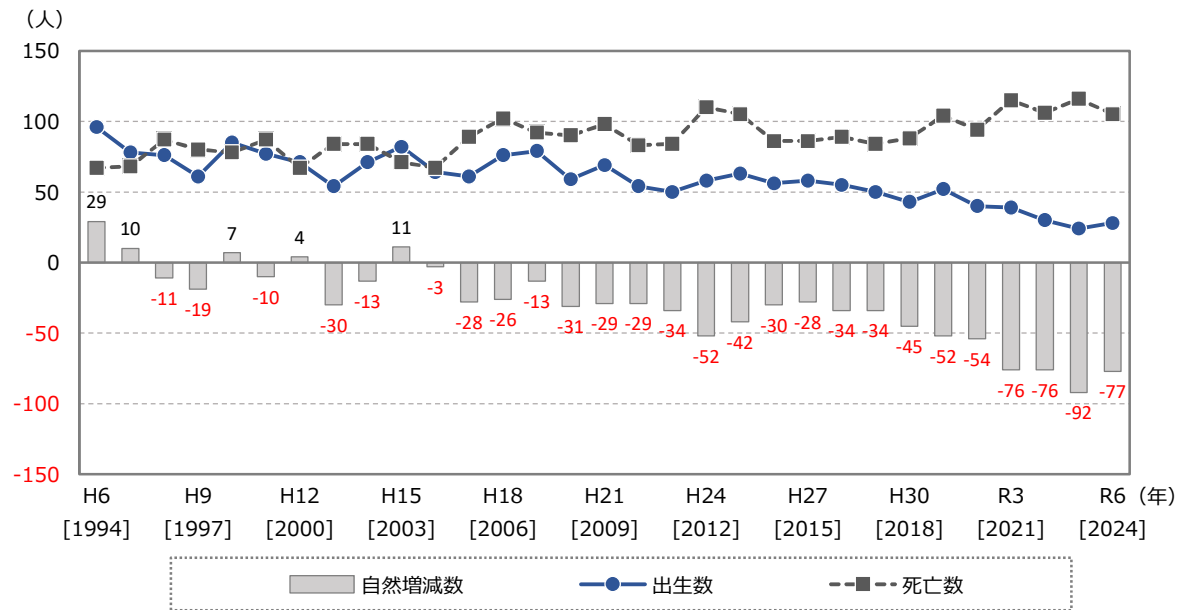


資料：総務省「住民基本台帳」（H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点）

2. 自然増減と社会増減

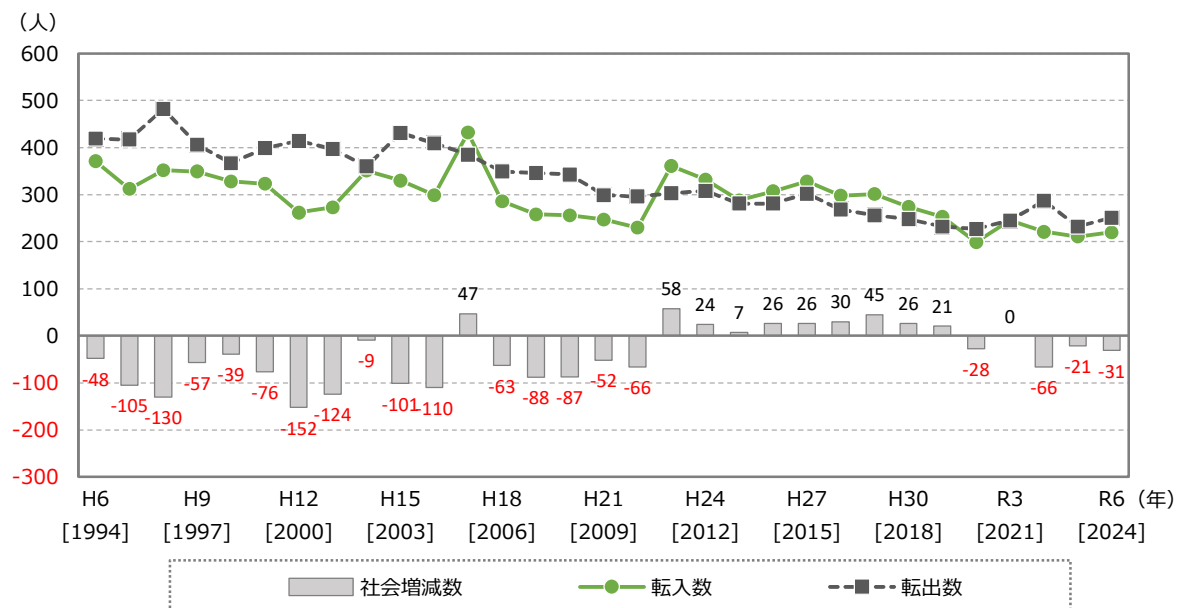
自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が考えられます。社会増減（転出数と転入数の差）は年により増減が見られます。

◆自然増減の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」（H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日）

◆社会増減の推移◆

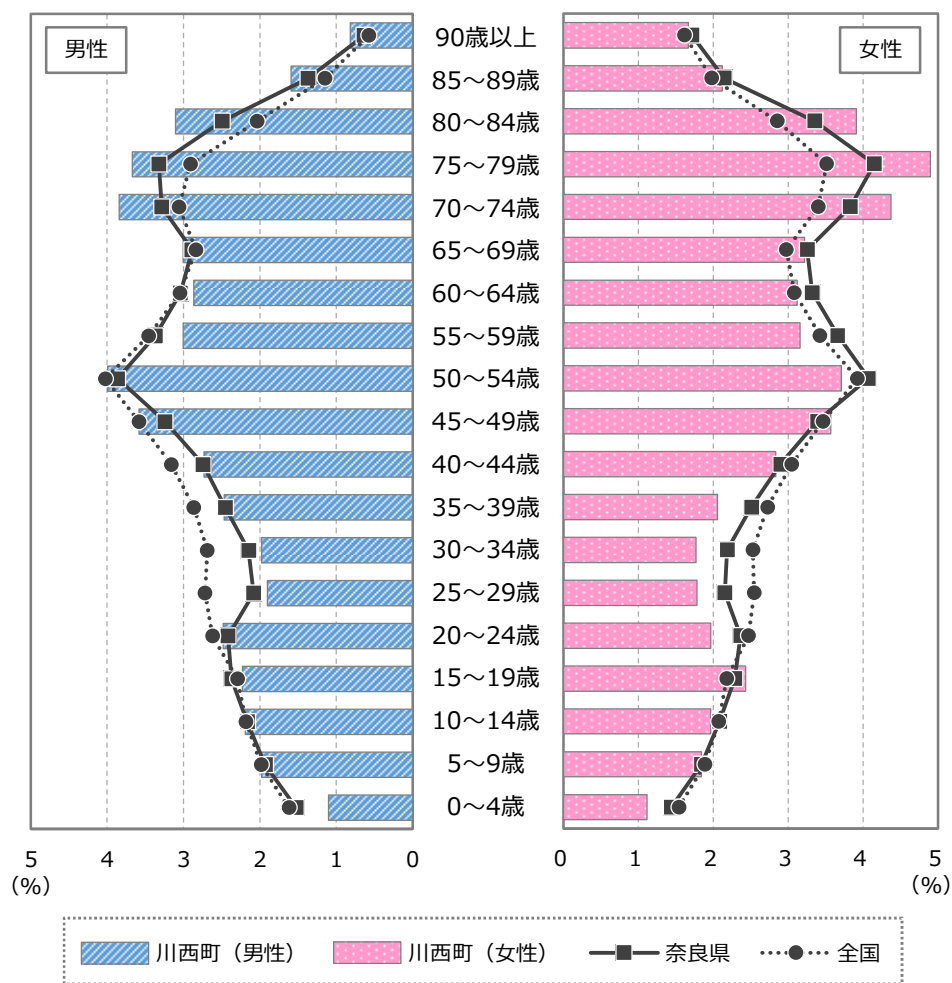


資料：総務省「住民基本台帳」（H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日）

3. 人口構造

全体では、全国と比べて、65 歳以上の人口割合が高く、0 ～ 4 歳と 25 ～ 44 歳の人口割合が低い点が見られます。

◆ 5 歳階級別人口比の構成 ◆



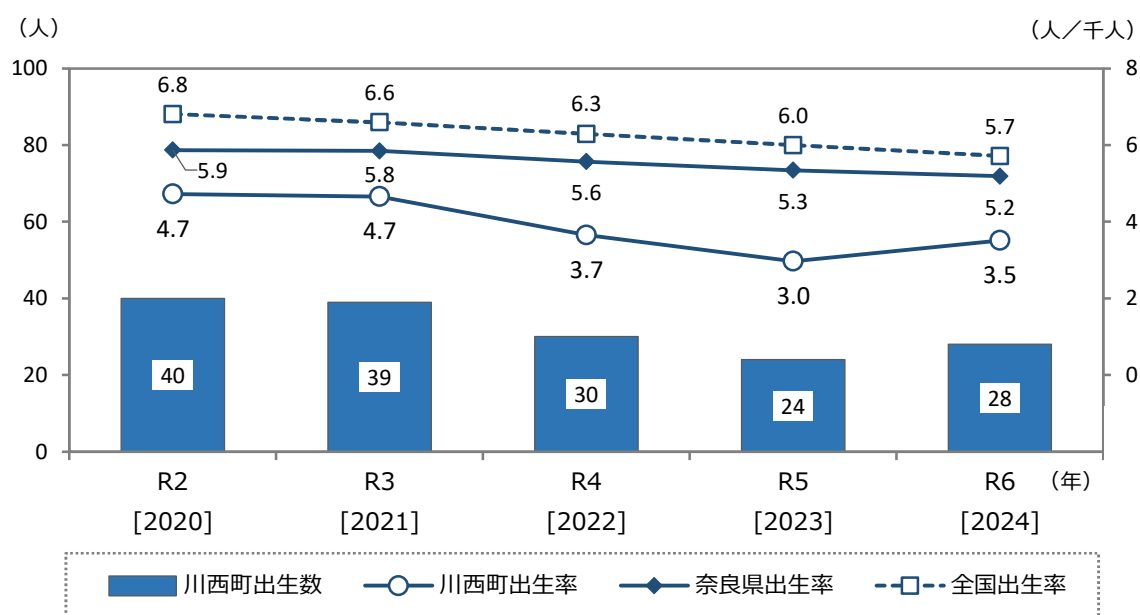
資料：総務省「住民基本台帳」（令和 7 年 1 月 1 日時点）

4. 出生の状況

本町の千人当たりの出生率は、全国及び奈良県と比べて低くなっており、出生数は令和6年で28人となっています。

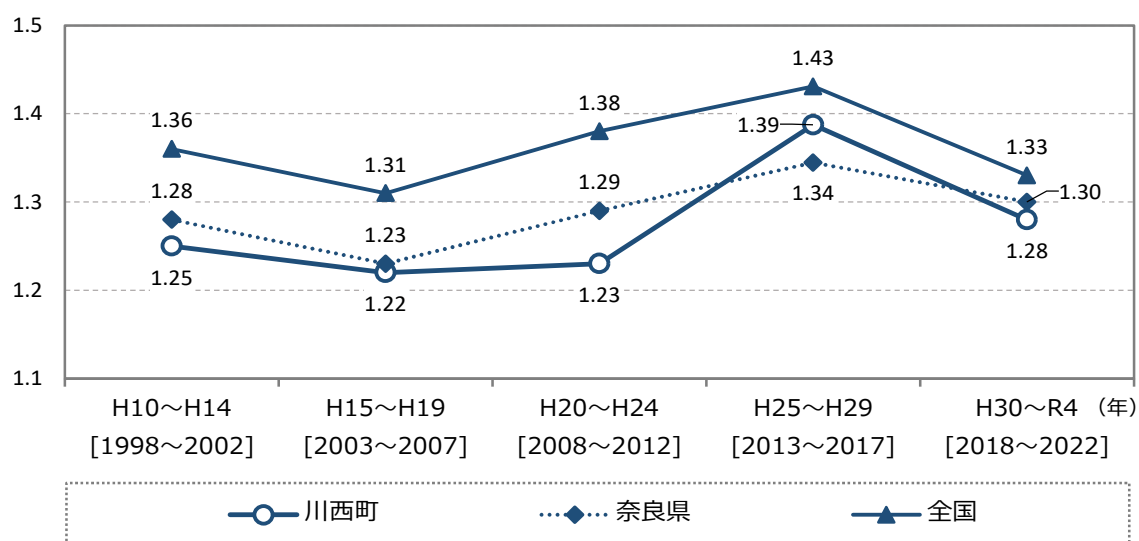
本町の合計特殊出生率^(※)は、平成25～29年を除くと、全国及び奈良県と比べて低い位置で推移しています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率の推移◆

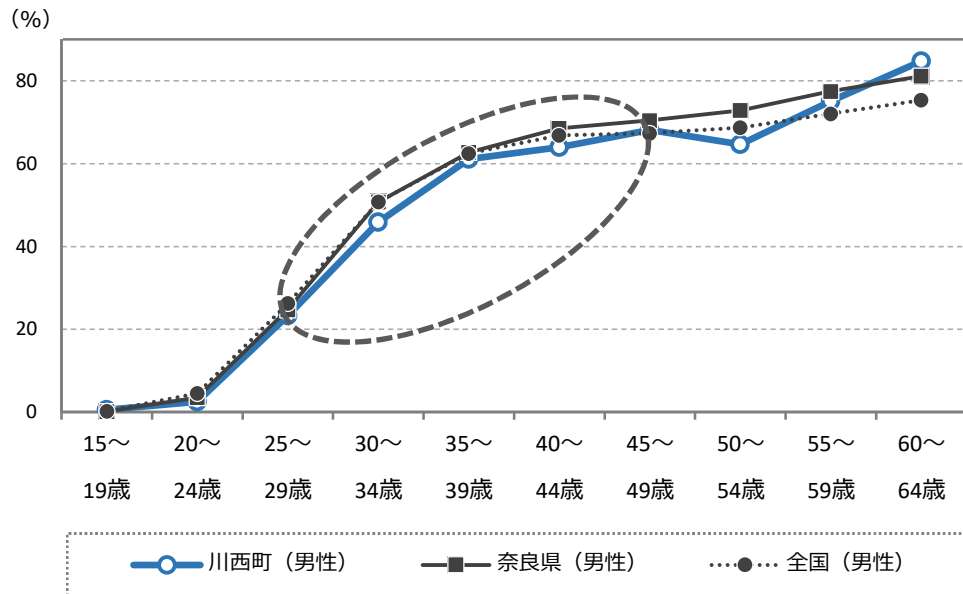


資料：人口動態統計特殊報告

5. 婚姻の状況

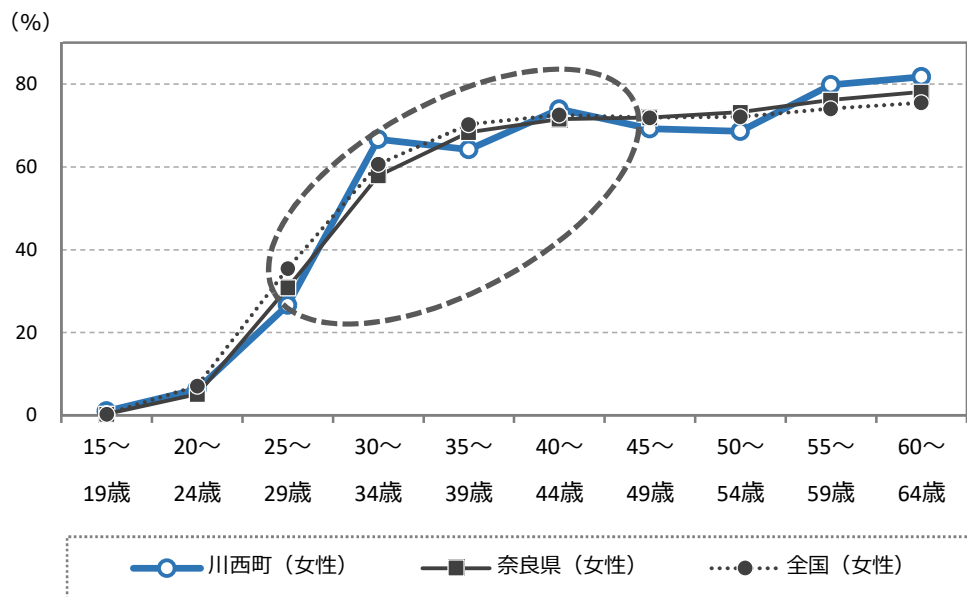
婚姻の状況を示す有配偶率について、子育て世代と言える25～44歳でみると、全国及び県と比べて、男性では30～34歳と40～44歳でやや低くなっています。また、女性では30～34歳は高く25～29歳と35～39歳はやや低くなっています。

◆有配偶率（男性）◆



資料：国勢調査（令和2年）

◆有配偶率（女性）◆

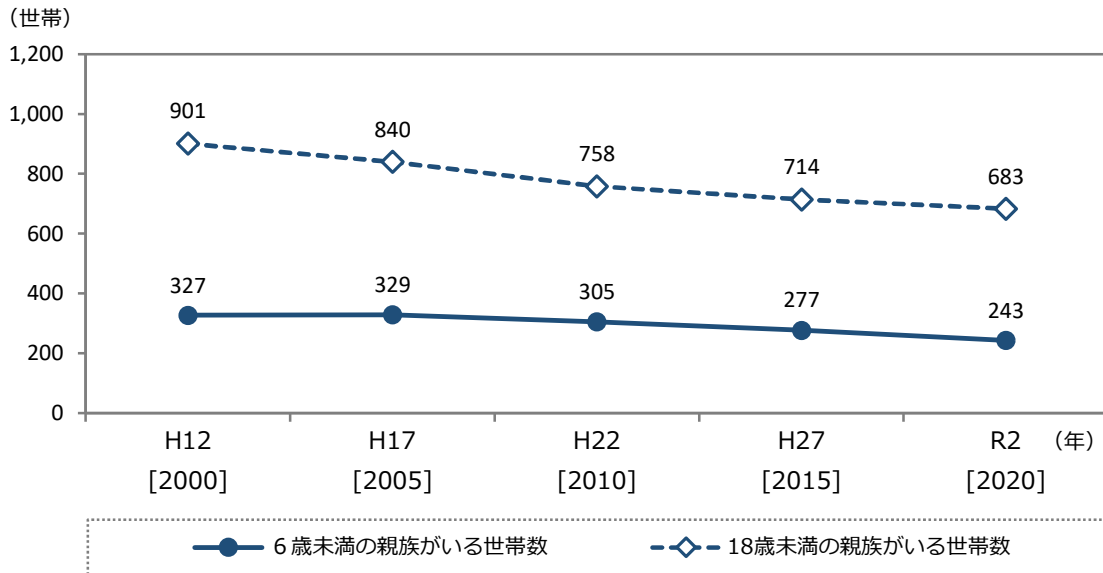


資料：国勢調査（令和2年）

6. こどものいる世帯の状況

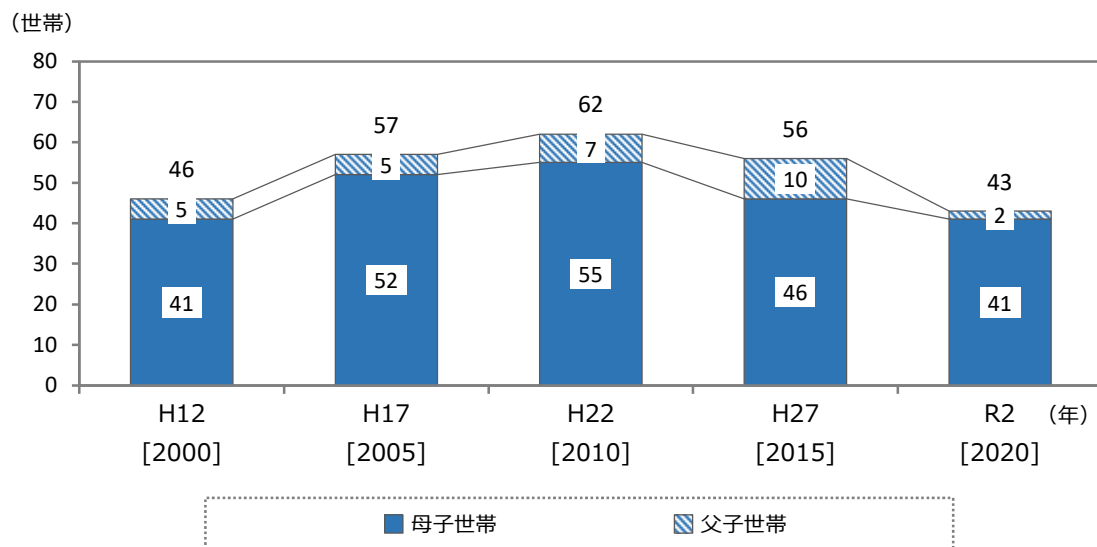
こどものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。また、ひとり親世帯数は、平成22年をピークに減少に転じています。

◆こどものいる世帯数◆



資料：国勢調査

◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

第3章 調査結果と計画策定の方向性

1. こども・若者を対象とした調査結果（概要）

◆調査期間 令和6年11月～12月

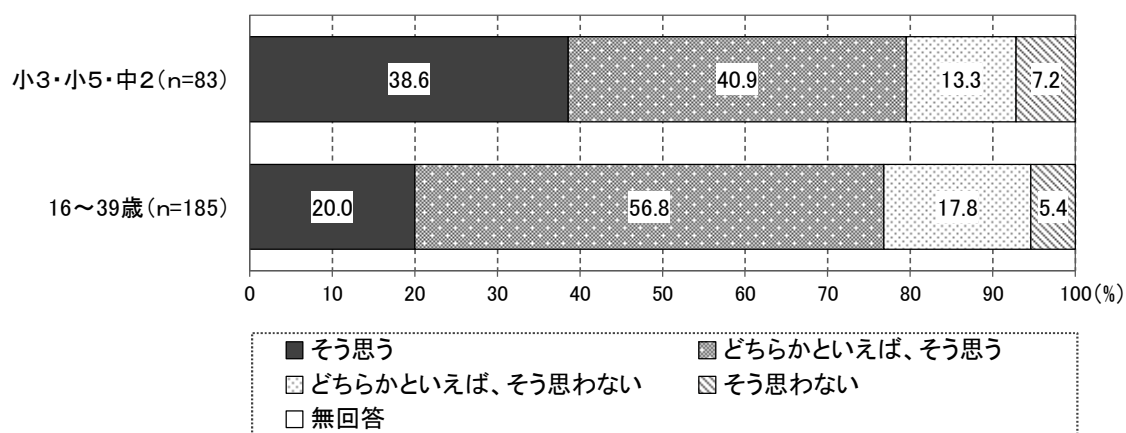
対象	配布数	回収数	回収率
小3・小5・中2	208 票	83 票	39.9%
16～39 歳	1,000 票	185 票	18.5%

1. 主な調査結果

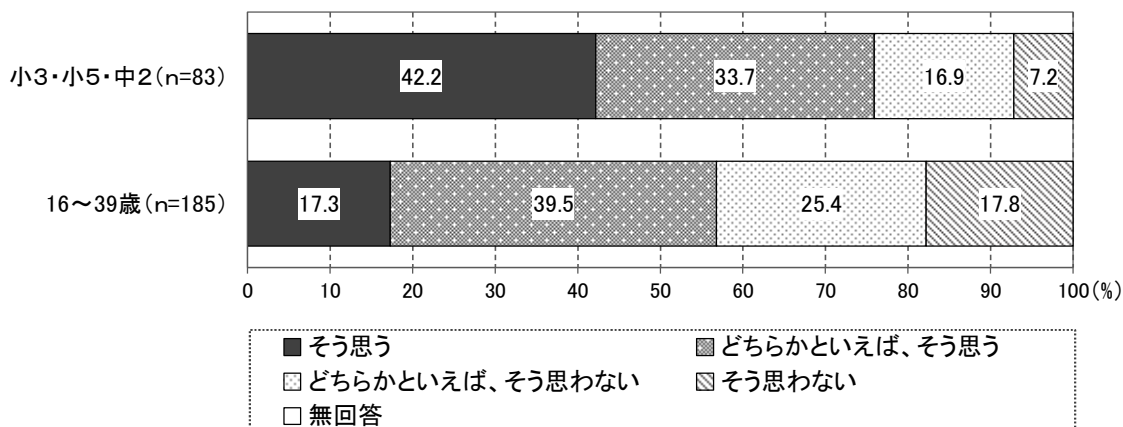
（1）自分自身に関する意識について

小3・小5・中2と比べて、16～39歳では「そう思う」（自分への肯定的な意識）の割合が低くなっています。

問1－1：うまくいくかわからないことにも、努力して取り組める



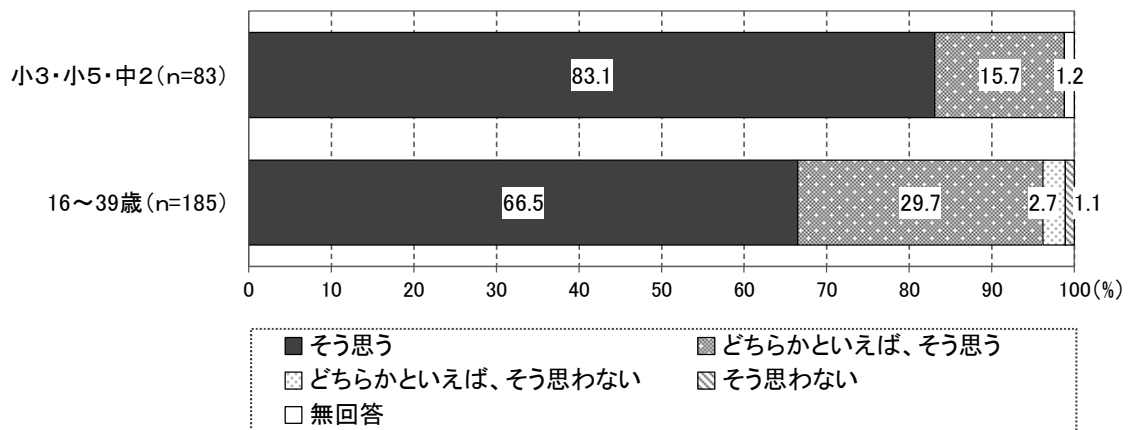
問1－2：自分自身に満足している



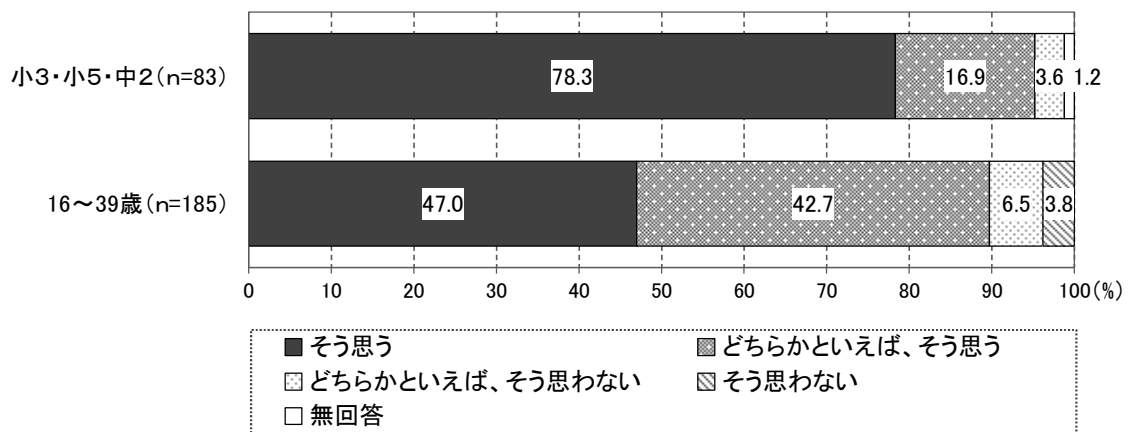
(2) 家族や親せきとのかかわりについて

小3・小5・中2と比べて、16～39歳では「そう思う」（家族や親せきとのかかわりの意識）の割合が低くなっています。

問2－1：家族や親せきはこまった時は助けてくれる



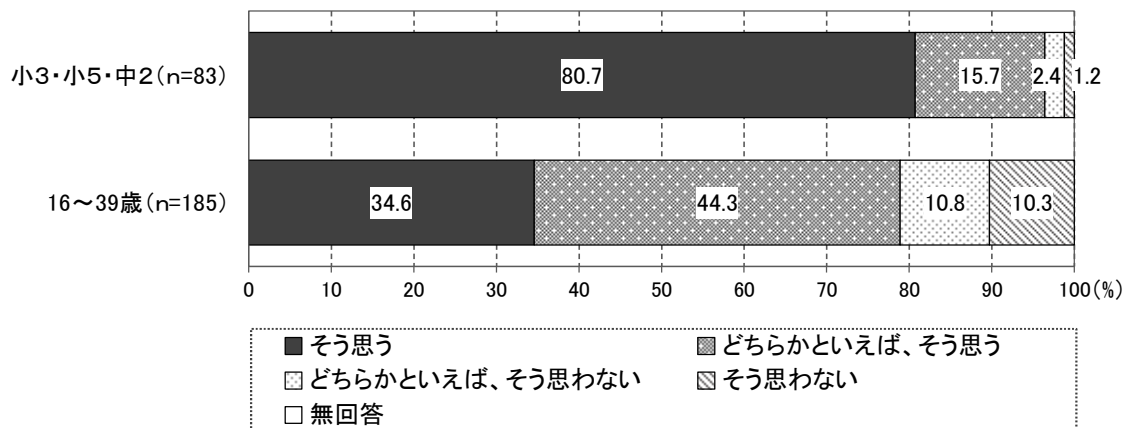
問2－2：家族や親せきといつもつながりを感じている



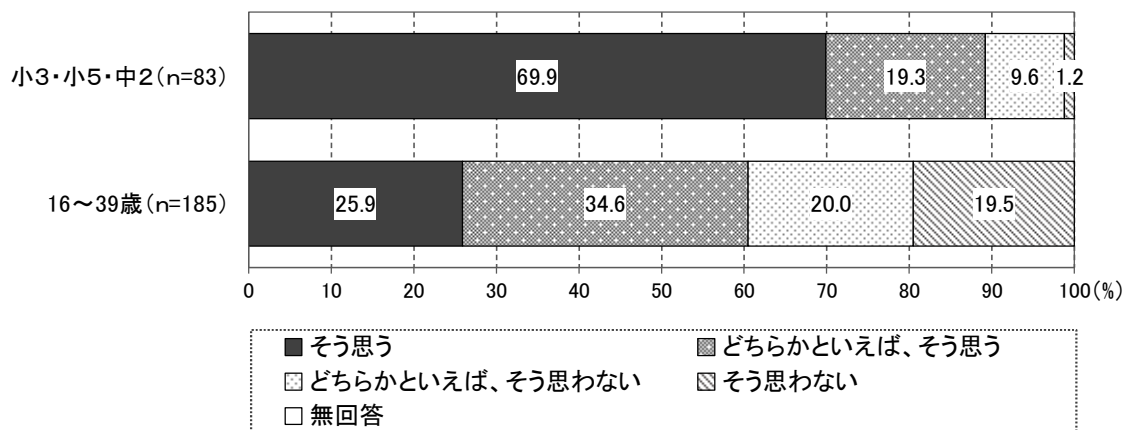
(3) 学校の友人（かつての同窓生含む）とのかかわりについて

小3・小5・中2と比べて、16～39歳では「そう思う」（学校の友人（かつての同窓生含む）とのかかわりの意識）の割合が低くなっています。

問3－1：学校の友人（かつての同窓生含む）はこまった時は助けてくれる



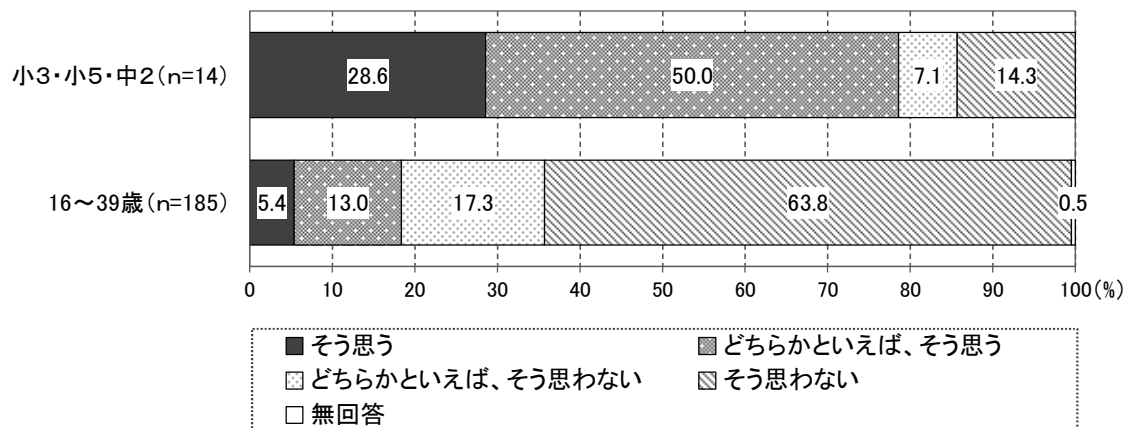
問3－2：学校の友人（かつての同窓生含む）といつもつながりを感じている



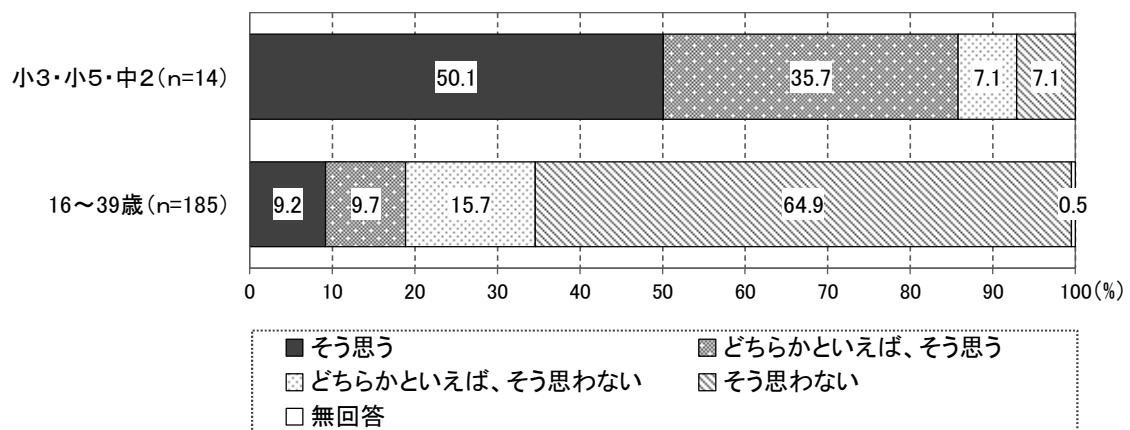
(4) インターネット上における人やグループとのかかわりについて

小3・小5・中2と比べて、16～39歳では「そう思う」（インターネット上における人やグループとのかかわりの意識）の割合が低くなっています。

問4－1：インターネット上における人やグループはこまった時は助けてくれる



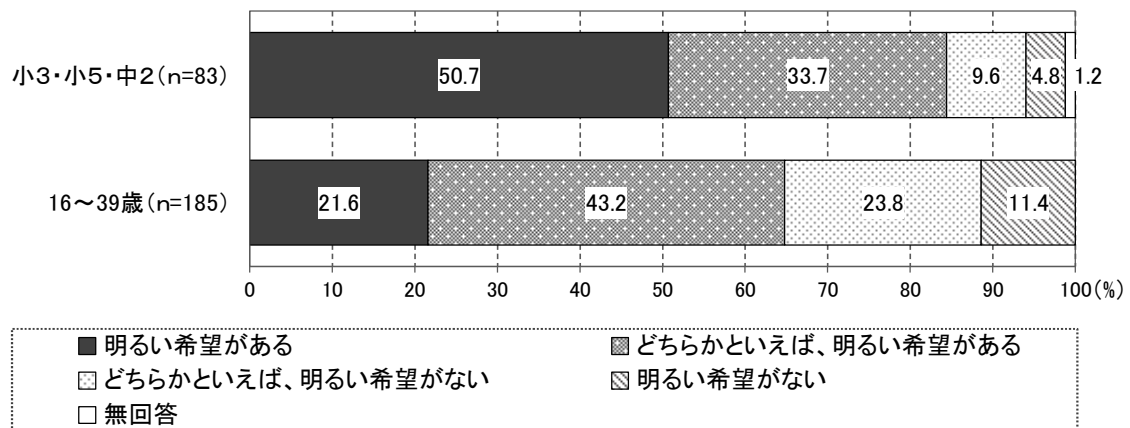
問4－2：インターネット上における人やグループといつもつながりを感じている



(5) 将来への希望について

小3・小5・中2と比べて、16～39歳では「明るい希望がある」（将来への希望の意識）の割合が低くなっています。

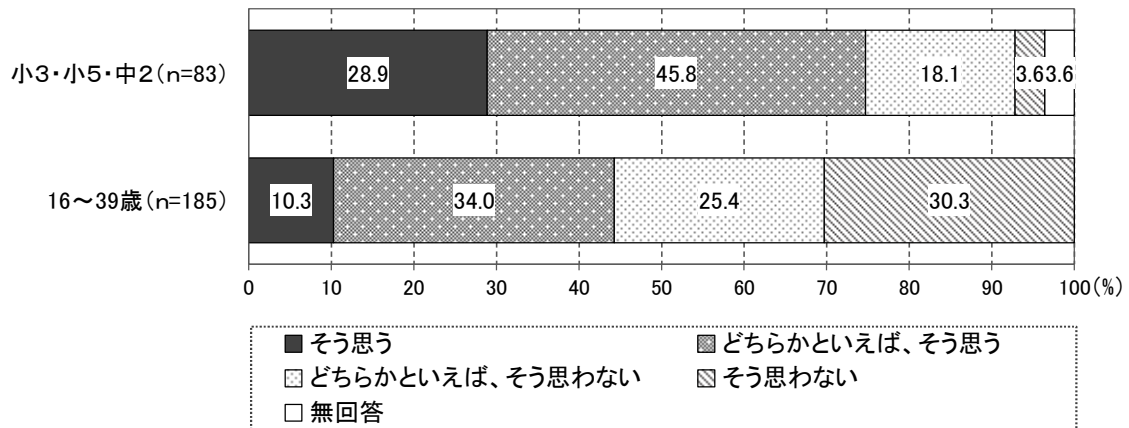
問5－1：自分の将来について明るい希望を持っているか



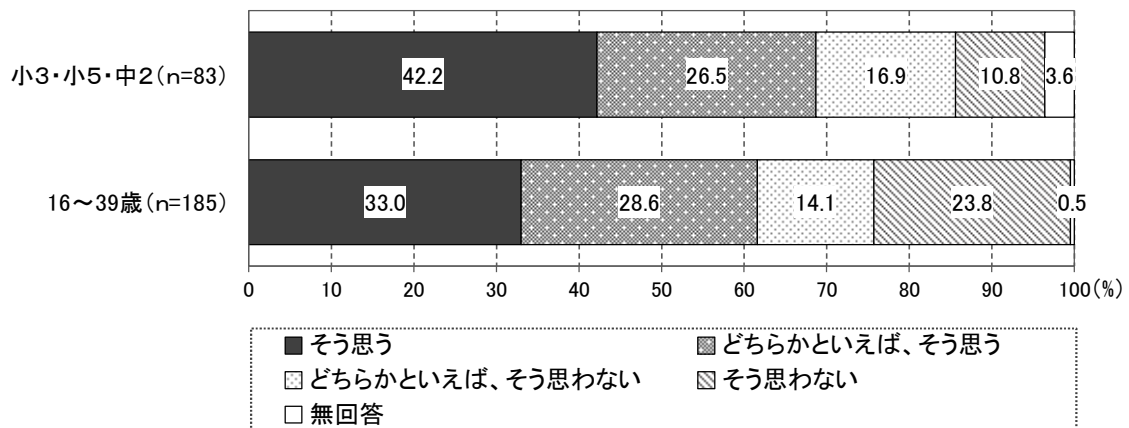
(6) 将来の自分について

小3・小5・中2と比べて、16～39歳では「そう思う」（将来の自分への肯定的な意識）の割合が低くなっています。

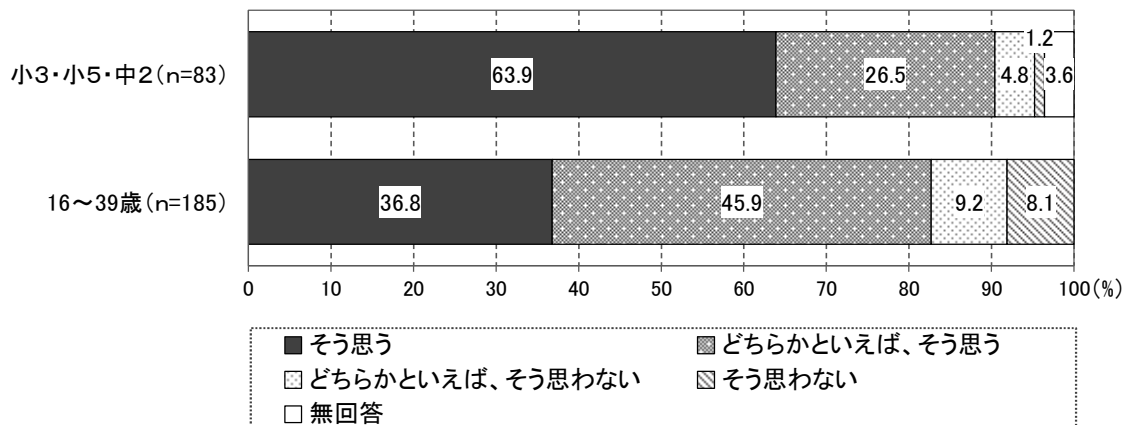
問6－1：将来の自分は多くの人の役に立っている



問6－2：将来の自分はこどもを育てている



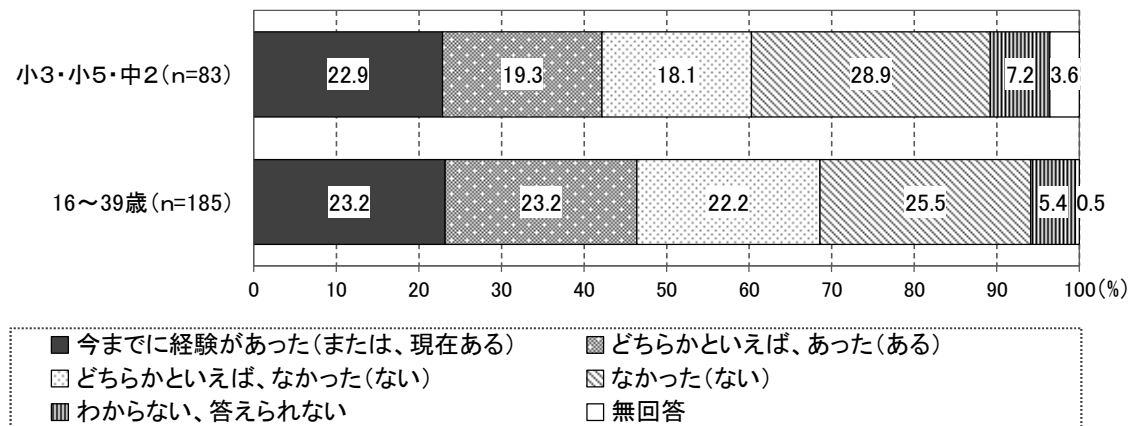
問6－3：将来の自分は幸せになっている



(7) 社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない） ことについて

「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」を合わせた“あった（ある）”を見ると、小3・小5・中2と16～39歳のいずれも4割強の人が“あった（ある）”と回答しています。

問7－1：社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない） ことがあるか



(8) こども・若者からの主な意見・要望

【小3・小5・中2】

川西町のこどもが体も心も元気に育つために、してほしいと思う支援やまちづくりのアイデア等について（自由記述）

学校でしてほしいこと

- ・ 一人ひとりの悩みを解消してくれるよう、常に気にしておいてほしい。
- ・ 図書室の本を増やしてほしい。
- ・ 休み時間にサッカーができるようにしてほしい。

地域でしてほしいこと

- ・ 遊び場、ボール遊びができるところをつくってほしい。
- ・ 子ども 110 番や見守り隊のほかに、ボランティア活動を増やしてほしい。
- ・ もっとお祭りやイベントをしてほしい。

家庭でしてほしいこと

- ・ より多くしゃべりたい、遊びたい。
- ・ たくさんほめてほしい。
- ・ もっとできるお手伝いを増やしてほしい。

【16～39 歳】

川西町のこども・若者支援の充実等について（自由記述）

町（行政）でしてほしいこと

- ・ いつでも利用できる自習室がほしい。
- ・ 学費等、少しでも金銭的負担が減る制度がほしい。
- ・ 悩みを相談しやすい環境をつくる。すでにあるなら周知する。
- ・ 母子家庭や共働きの家でも行動ができるよう、町内バスの運行を増やす。
- ・ 子どもが外で遊べる環境づくり（公園、施設などの設置）。

学校等の教育機関でしてほしいこと

- ・ 質の高い教員の確保及び待遇改善。
- ・ 引きこもり支援、不登校支援。
- ・ いじめ対策（主に加害者に対すること、被害者を保護すること）。
- ・ インターネット、SNSなどを使用するときの注意喚起。

家庭や地域でしてほしいこと

- ・ 外で遊ばせる。
- ・ 祭りやイベントを安定して毎年行える活気。
- ・ こども食堂があればいい。

自分自身が、まちづくりのためにできることやしたいこと

- ・ 地元行事の活性化。
- ・ ボランティアへの参加。
- ・ 親子で参加できる奉仕活動。
- ・ 町が開催する教室、イベントへの参加。
- ・ 子どもの登校の見守り。

2. 関係団体調査結果（概要）

本計画を策定するに当たり、こども・若者及び子育て当事者を対象に活動している団体・機関に対して調査を実施しました。

◆調査期間 令和7年2月 ◆回答数 7団体

こども・若者や保護者支援における主な課題（自由記述）

- ・発達障害のあるこどもや保護者への対応（適切な声かけ、支援者のスキルアップ、共通理解の重要性）。
- ・家庭・学校以外の居場所（遊び場）の不足と、それに伴うこどもの孤立リスク。
- ・家庭の困窮や保護者の多忙により、こどもに関わる時間や余裕が不足する家庭の存在。
- ・こども・保護者との信頼関係の構築が困難
- ・地域資源の不足（こども食堂、安心して過ごせる地域の場合等）。
- ・こども家庭センターの認知度が低い。
- ・保護者へのペアレント・トレーニングの提供。
- ・保護者間や地域との交流の機会の不足。

こども・若者やその保護者等に対して、今後さらに必要とされる支援・施策（自由記述）

- ・家庭に居場所がないこども・若者への緊急避難的な受け皿の整備（例：朝ごはん食堂、晩ごはん＋学習支援）。
- ・閉鎖的な家庭や支援にたどり着けない層へのアプローチと相談所の設置。
- ・こどもと保護者双方にとって安心できる居場所の提供（家庭外の居場所、交流イベント）。
- ・こども自身の意思決定を尊重し、過程を大切にする伴走型支援の必要性。
- ・生活困窮家庭への体験機会の保障・自立に向けた支援。
- ・外国人保護者への子育て支援、人とのコミュニケーションに課題を抱えるこどもへの継続的支援。
- ・地域全体で見守る体制の構築（関係機関の連携強化、支援会議の機能充実）。
- ・団体・学校・行政間の連携体制の明確化と強化。
- ・ヤングケアラーや引きこもり等、家庭内に支援が必要な若者への支援。

関係団体からの意見まとめ

支援を受けにくい家庭へのアプローチやこども・若者本人の意思を尊重した継続的支援、地域や関係機関の有機的連携による伴走体制の強化が課題として挙げられた。また、ヤングケアラーや外国人世帯等、多様な背景を持つ対象への個別の支援も求められている。

3. こどもワークショップの結果（概要）

本計画を策定するに当たり、こどもたちから直接意見を聞く場を設けました。

◆令和7年8月21日 川西学童テラス（本館）にて

◆小学校高学年（男児：11人 女児：11人）

グループワークその1 「こどもの居場所について」

- 町内にある「学校や図書館、公園」等、安心して利用できる場所が多く挙げられました。また、駄菓子屋や家の周辺といった身近な場所もこどもにとって大切な居場所となっていることが分かりました。
- 町内にはない「商業施設・娯楽施設」へのニーズが強く、買物や遊びを楽しめる場所がほしいという声が多く挙げられました。

グループワークその2 「どのようなおとなになりたいか」

- こどもたちは人柄の良さと自らの健康をふまえ、努力することで自らの才能や個性を発揮し、夢の実現や成功につなげることを理想としています。
- こどもたちが嫌うのは「暴力や犯罪、健康を害する行為、すぐ怒るおとな」等であり、日常で目にする社会問題を反映した具体的な意見も見られました。

こどもの意見まとめ

- 「こどもの居場所」について、町内に身近で安全・気軽に集える場があることを評価する一方、商業・娯楽・スポーツ施設等の不足を感じています。
- 「どのようなおとなになりたいか」について、優しさ・健康・努力や社会規範を備えたおとなを理想としています。また、なりたくないおとなでは、性格・人柄の問題から、犯罪や不正行為、社会的な失敗等に至るまで幅広い意見が出されました。

4. 計画策定に向けた方向性

町の状況や調査結果、こども大綱の趣旨等を踏まえ、本計画策定に向けた方向性について次のとおり整理します。

(1) こども・若者の権利の尊重

本計画の趣旨は、こども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の権利を保障して「こどもまんなか社会」を実現していくことにあります。このため、こども・若者の多様な人格・個性を尊重して権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、全ての施策において、こども・若者の視点や権利を踏まえた施策を推進します。

(2) こども・若者の居場所づくり

こども・若者が安全に安心して過ごせる場所を提供することは、こども・若者の健全な育成に寄与するだけでなく、子育て当事者や地域住民にも親睦・交流の居場所となり得ることから、地域における居場所づくりを進めます。

(3) こども・若者及び子育て当事者の意見の尊重

こども大綱の趣旨を実現していくためには、こども・若者及び子育て当事者が自らの意見を表明することにより、その意見がこども施策に生かされ、社会を変えていくことにつながることを求められます。このため、こども・若者が年齢に応じた意見の形成や意見を表明しやすい環境づくりを進めるとともに、こども・若者及び子育て当事者が意見を表明できる場や機会をつくることに取り組みます。

(4) 様々な状況にあるこども・若者や家庭等への支援

いじめ、ひきこもり、虐待、経済的困窮等、こども・若者及びその家庭が抱える生きづらさや困難な状況は様々です。生きづらいと感じていたり困難な状況にあったりするこども・若者及びその家庭を取り残さないよう、行政、関係機関、地域等が連携して、生きづらさや困難な状況が解消されるように支援していきます。

(5) 生涯にわたる学びの保障

就学前教育や学校教育をはじめ、生涯学習の機会提供により、人生を豊かに過ごせるよう支援します。

第4章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

◆本計画の基本理念◆

こども・若者の笑顔であふれるまち

本町のこれまでの子ども・子育て支援事業計画において、“こどもが主役の地域・子育てを楽しめる地域・子育ての場は地域”という視点から「こどもたちの笑顔であふれるまち」を基本理念に掲げ、こどもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりに取り組んできました。

このような従来の子ども・子育て支援事業計画の考え方に加えて、若者を含む施策に取り組むことで、こども・若者の最善の利益が優先される社会の実現と、誰もが安心してこどもを生み育てられ、こども・若者自身がたくましく健やかに育つことができる環境づくりを目指します。このため、本計画では「こども・若者の笑顔であふれるまち」という基本理念を掲げ、各施策に取り組むこととします。

◆本計画の基本目標◆

- 1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくり
- 2 こども・若者の成長を支える環境づくり
- 3 子育て当事者への支援

2. 施策体系

◆計画の基本理念◆

こども・若者の笑顔であふれるまち

基本目標	施策分野
1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくり	1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進
	1-2 こども・若者の意見表明の保障
	1-3 こども・若者の権利擁護
2 こども・若者の成長を支える環境づくり	2-1 就学前教育・保育の推進
	2-2 学校教育の推進
	2-3 障がいのあるこどもへの支援
	2-4 生きづらさを抱えるこども・若者への支援
	2-5 就労支援と生涯にわたる学びの提供
	2-6 こども・若者の安全・安心の確保
	2-7 こども・若者の居場所づくり
3 子育て当事者への支援	3-1 様々な経済的支援
	3-2 母子保健の推進
	3-3 地域子育て支援の環境整備
	3-4 ワーク・ライフ・バランス ^(※) の推進
	3-5 配慮が必要な子育て家庭への支援

第5章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくり

1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進

【取組の方向】

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障していくためには、こども・若者の権利に関する理解を促進していくことが必要です。このため、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者をはじめ、子育て当事者、教育・保育関係者等に対して広く周知し、町全体で共有を図れるように努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こども・若者の権利に関する周知・啓発	こども・若者が権利の主体であることが認識されるとともに、多様な人格・個性が尊重され、こども・若者の最善の利益が図られるよう、町民に対して周知・啓発に取り組めます。	○	○	○	○	○	○
児童生徒に対する人権啓発	学校等で人権教育を推進し、身のまわりの人権課題について理解を深め、豊かな人権意識を養います。		○	○			
保護者に対する人権啓発	家庭教育への支援の一環として、男女共同参画やこども・若者の権利擁護等の人権課題のほか、多様な価値観を受け入れることの大切さが学習できる機会を提供します。						○
性の多様性についての理解促進	こども・若者が、性別にかかわらず可能性を広げていくことができるよう、性の多様性について正しい理解を深める教育や情報発信に取り組めます。		○	○			

1-2 こども・若者の意見表明の保障

【取組の方向】

自治体こども計画を策定・実施・評価するにあたり、こども・若者や子育て当事者等の意見を聴取し、施策へ反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。また、こども・若者の年齢や発達の段階に応じた意見を述べる場や機会を作るとともに、こども・若者が意見を形成する支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することも求められています。

このため、こども・若者や子育て当事者等の意見を伺うとともに、意見に対する施策の実施の実現可能性等を考慮しつつ、こども施策に対する反映に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こども・若者の意見表明の保障	こども・若者の年齢や発育状態に応じて意見交換ができるよう、地域全体でこども・若者の権利をめぐる理解を促進するとともに、こども・若者の意見表明・参加の促進に努めます。また、教育・保育の場や各家庭をはじめ、相談支援等のあらゆる場面や機会において、こども・若者が意見表明できることを周知・啓発します。	○	○	○	○	○	○
こども・若者の意見の場づくりと反映	本計画の策定・実施・評価について、各種調査やパブリックコメント等の手法による意見表明の場づくりを行います。		○	○	○	○	○

1-3 こども・若者の権利擁護

【取組の方向】

いじめや虐待は、こども・若者の心身に生涯にわたって深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、国全体でいじめや虐待への対応を強力に進めていく必要があります。このため、町においても学校等におけるいじめの早期把握・早期対応に努めるほか、関係機関と連携して家庭における虐待事案等の把握と早期対応に努め、こども・若者の権利侵害の防止に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
いじめ防止対策の推進	児童が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断等の規範意識等を養うよう努めます。また、いじめを早期に発見・未然に防止するため児童等への定期的な調査等を行います。		○	○			
児童相談・援助事業	町職員のレベルアップ及び川西町要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら、虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童等への適切な保護又は支援を図ります。	○	○	○			○
児童虐待防止対策の充実	児童の入所・通所施設や所属教育機関の職員等による観察及び交流を通して、児童虐待の把握に努めるとともに、児童からの訴えによる聞き取り及び家庭への助言に努めます。	○	○	○			○
「要保護児童対策地域協議会」の運営	「川西町要保護児童対策地域協議会」の構成機関である児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を進めます。						○

基本目標２ こども・若者の成長を支える環境づくり

２－１ 就学前教育・保育の推進

【取組の方向】

核家族^(※)化の進行や女性の就業率の高まり等を受けて、少子化の流れにあっても保育ニーズの高まりが見られます。このため、こどもと子育て当事者が安全・安心に就学前教育・保育を利用できる環境整備に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	子 育 て 当 事 者
幼児教育の充実	小学校就学前の幼児教育を充実させ、幼児期の発達を支援します。	○					
夏休み等の長期休暇時における一時的な預かり(学童保育所)	保護者が入所できる基準を満たせば長期休暇中のみ入所も可能としており、引き続き実施していきます。		○				○
延長保育事業	町内の教育・保育施設(3か所)で早朝・夕方の延長保育を実施しています。利用ニーズに対応できるよう、関係機関と協議しつつ、適切に事業運営を行います。	○					○
病児保育事業	こどもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。 ①病児対応型…香芝市と広域利用協定を締結しています。(香芝市病児保育施設「ぼっぼ」を利用可能／一定の条件と事前の登録が必要) ②病後児対応型…田原本町と広域利用協定を締結しています。(田原本町の「こどもの森 阪手保育園」を利用可能／一定の条件と事前の登録が必要) ③体調不良時対応型…川西こども園で在園児を対象に実施しています。	○	○				○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
教育の連携・接続の充実	特定教育・保育施設、小学校、中学校間で、情報共有や児童・教職員、地域、保護者の交流等の連携を深めることで、異なる教育環境同士の接続を円滑にしていきます。	○	○	○			○

2-2 学校教育の推進

【取組の方向】

こどもが安心して過ごし学べる質の高い学校教育は、こども・若者の成長過程や人生において非常に重要な役割を担っています。このため、学校教育が果たしてきた「学習機会と学力の保障」、「社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障」、「安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障」の3つを学校教育の本質的な役割としつつ、デジタル技術を生かした学習等、時代の流れにも対応できるように取り組みます。

また、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を一体的に取り組み、学校における働き方改革の学校体制整備等についても進めていきます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
基礎的学力の定着	学習意欲の向上や成果の見える化を図るため各種検定の実施や学習活動の工夫に努めるとともに、放課後子ども学習会や夏休み期間中の学習支援会の開講により、基礎学力の向上に取り組んでいきます。また、図書に触れる機会を充実させることにより読書の習慣を育てます。		○				
個に応じた指導の充実	少人数の学級編成を行ったり、低学年ではチームティーチング(複数の教師が授業や指導を担当)を推進するなどして、児童の個性や能力にあわせた教育の充実を図ります。		○				
性教育の充実	こどもの成長の発達段階に応じた性教育の充実に努めます。また、必要に応じて地域人材の活用や助産師を招くなど、児童生徒がよりわかりやすい授業の充実に努めます。	○	○	○			
総合的な学習の時間の充実	町にゆかりの深い伝統芸能である「能楽」の体験学習を通して、地域への愛着心を養うとともに、日本の伝統文化への理解を深めます。		○				

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
学校・地域パートナーシップ事業の推進	保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と協働して児童の課題解決に取り組めるよう「地域と共にある学校づくり」を推進するとともに、地域人材の教育活動への活用に取り組みます。		○				
キャリア教育 ^(※) の充実	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己理解や、進路を選択する態度を育てるために、中学生における職場体験学習等の充実を図ります。			○			
進んで運動に取り組む力の育成	児童生徒の発達に応じた遊びや運動の体験・経験を通じて、積極的に運動に取り組む意欲を養い、運動能力を育てます。		○	○			
教育の情報化の推進	国の「G I G Aスクール構想」に対応して、児童生徒が一人一台端末（タブレット）を利用すること等により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に向けたI C T（情報通信技術）の活用を進め、時代の流れに適應できる教育環境の充実を進めます。		○	○			
教職員研修の充実	その時々々の教育ニーズに応じた教職員研修を実施し、教職員の質の向上を図ります。		○	○			
学校評価制度の推進	地域とともにある学校づくりを進めるために、実効性の高い学校評価の推進・継続に取り組みます。		○	○			

２－３ 障がいのあるこどもへの支援

【取組の方向】

障がいのあるこどもや、発達に特性のあるこどもに対して、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、個々のこども・若者の状況やライフステージに応じた発育・発達支援に取り組みます。

また、医療的ケア児や聴覚障がい児等、専門的支援が必要なこどもとその家族への対応のため、関係機関との連携体制を強化するとともに、特別支援教育の体制整備に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
障害児の発育発達と相談支援体制の充実	児童の療育や発育発達の相談支援等を行う中核機関である児童発達支援センターと連携して、障害児とその家族等が暮らしやすい環境整備を進めます。また、町がこども・子育て支援を協議する場の構成員に関係機関として児童発達支援センターを加えるとともに、障害児支援のため関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進することや、強度行動障害、高次脳機能障害を有するこどもへの支援体制の整備に努めます。	○	○	○			○
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネータを中心として個別の教育支援計画を策定し、個々の困難さの改善や克服に努めます。また、特別支援教育支援員を配置し、集団生活への参加の支援に取り組みます。		○	○			
発達障害を抱えたこどもたちへの支援	令和２年度より通級指導教室を開設して発達障害児への支援（自立活動）を採り入れた教育課程を編成しています。引き続き、発達障害を抱える児童が適切な教育を受けられるよう、個別の教育支援計画の策定等、指導の充実に取り組みます。		○	○			

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
保育所等への障害児受入の促進	障害のある児童の保育所等への入所を促進するため、受け入れを行った保育所等に対し加配保育士を配置するための補助金を交付します。	○					○

2-4 生きづらさを抱えるこども・若者への支援

【取組の方向】

不登校やひきこもりは、本人自身の要因だけでなく、家庭、学校、友人関係等の様々な要因が複雑に絡んでいる場合があります。このため、不登校やひきこもりというだけで問題行動のあるこども・若者だと決めつけられることのないよう配慮しながら、自分らしい自立した社会生活が送れるよう支援します。

また、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあるため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

近年、小中高生の自殺者数が増加しており、全国の小中高生の自殺者数は529人*（令和6年）となっています。このため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺予防対策に努めます。

*資料：厚生労働省・警察庁「令和6年中における自殺の状況」

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
不登校対策の充実	小学校では「たんぽぽルーム」、中学校では「不登校支援室（STEP 教室）」を運営するなどの支援を行うとともに、不登校対策の支援員・相談員の配置の促進・継続により、相談環境を整備します。あわせて、県教育委員会と連携し保護者相談会等を開催します。		○	○			○
学校における相談支援体制の充実	町として小・中学校にスクールカウンセラー ^(※) を配置するとともに、県のスクールソーシャルワーカー ^(※) による巡回指導を受けています。引き続き、小・中学校における児童生徒及び家庭等への相談支援と指導等に努めます。		○	○			○
教育相談窓口の充実	学校教育指導主事による教育相談を平日日中に受け付けています。引き続き、教育相談の支援体制の充実を図ります。						○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ヤングケアラー対策	ヤングケアラーの問題は、顕在化しづらいことが多いため、地域住民をはじめ、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげます。		○	○	○	○	○
引きこもり支援対策	民生委員・児童委員等と連携して、地域への調査を実施するとともに、ひきこもりに関する情報提供を依頼することで、ひきこもりの実態把握に努めます。			○	○	○	
自殺予防対策	学校における相談支援体制の充実をはじめ、ホームページ、リーフレット等を活用して多様な相談窓口を周知することで、悩みを相談しやすい環境づくりに努めます。		○	○	○	○	○

2-5 就労支援と生涯にわたる学びの提供

【取組の方向】

こどもが若者へと成長して自立した社会生活を送るようになるためには、自らの生活を支える経済的基盤を築くことが必要です。このため、ハローワークや地域若者サポートステーション等の関係機関と連携して、若者の就労支援、再就職支援、就労先とのマッチングの向上、等、雇用と経済的基盤の安定のための取組を進めます。

また、長い人生を過ごす上で心身ともに健康で自らを豊かにするスポーツ・文化活動・趣味・ボランティア活動等の多岐にわたる生涯学習の機会提供に取り組みます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
なら若者サポートステーションによる支援	なら若者サポートステーションは、奈良県の関係機関やNPOと連携して、若者の自立支援を行う機関です。ニートと呼ばれる無業状態にある若者やその保護者等に対して職業的自立に向けた支援を行います。本町では、なら若者サポートステーションと連携して若者の自立支援を行います。				○	○	○
生涯学習の推進	スポーツ・文化活動・趣味・ボランティア活動等、多岐にわたる生涯を通じて学べる場を提供し、健康で自らの人生を豊かにする環境づくりを推進します。	○	○	○	○	○	○

2-6 こども・若者の安全・安心の確保

【取組の方向】

こども・若者の健やかな成長のため、関係機関や地域住民とともに、交通事故、犯罪被害、災害等に対する安全の確保と、非行防止や喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性の周知等に努め、こども・若者にとって安全・安心なまちづくりに努めます。

また、インターネットが普及し情報が氾濫する現代において、こども・若者が正しいインターネットの利用方法を身につけ、情報を取捨選択して活用するスキルが求められるため、情報リテラシー^(※)教育やインターネットの正しい利用に関する啓発に取り組めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
通学路の整備の推進	P T Aで通学路の危険箇所の確認した箇所を、教育委員会、道路管理者及び天理警察等の関係部署とともに重点的に点検・調査し、必要に応じて整備を進めます。		○	○			○
交通安全の意識啓発	春・秋の交通安全週間を利用し、警察等の関係団体と連携しながら交通安全等の意識の高揚に努めます。	○	○	○	○	○	○
各種交通安全教室の充実	各種交通安全教室や交通安全のイベントの充実を図り、児童生徒を中心に啓発を実施します。	○	○				
川西こすもす号の運行	小学生以下は運賃無料としており、今後も運行状況を注視しながら、料金形態の継続を行います。	○	○				
歩道のバリアフリー化等の推進	全ての人に配慮した歩道のバリアフリー化及び歩道の新設時にフラット化・カラー舗装、透水性等を考慮した歩道の整備の推進について、必要に応じ調査、整備を実施します。	○	○	○	○	○	○
安心・安全情報の配信	スマホアプリによる学校情報提供システムを活用し、地域の安心安全情報を配信します。						○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
「子ども 110 番の家」ボランティア活動への支援	地域で子どもを守る社会の形成に向けて、「子ども 110 番の家」の設置場所の充実に努めるとともに、住民への周知と浸透に向けた広報・啓発を充実させます。						○
見守り隊等への支援	地域で子どもを守る見守り隊への支援を、継続していけるように努めます。また、未加入自治会への呼びかけを行い、全ての自治会で運営できるように働きかけていきます。		○				○
保育所等における安全管理	こどもの事故を予防するために、安全管理について指導します。学童保育所の設備維持・補修については、業務委託先と協議しながら、必要に応じて対応します。	○	○				○
巡回啓発の実施	青色パトロールの実施や、長期休み期間に教育委員会事務局と少年補導員、指導員で夜間巡視を実施していきます。		○	○			○

2-7 こども・若者の居場所づくり

【取組の方向】

こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、好きなことをしたり、居心地がよいと感じられる場所、時間、人との関係性の全てが「居場所」になり得ます。つまり、その場を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人の意思によるところが大きいという前提に立って居場所づくりを推進する必要があります。

このため、多くのこども・若者の居場所である子育て学習センターや公園をはじめ、公民館や図書室等の社会教育施設等についても、こども・若者にとって一層居心地が良く利便性の高い場所となるよう取り組みます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
放課後子ども教室と学童クラブの連携	平日開催している、放課後子ども教室(和太鼓講座)に学童クラブと連携して参加する等、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施していきます。		○				
放課後の教室・体育館・グラウンド等を利用した活動(学校施設の開放等)	幼稚園では、就学前児童とその保護者に対する園庭開放、小学校では、就学児童の活動を主とする校庭の開放の推進に取り組んでいます。放課後も学校敷地で生活する児童生徒の安全を重視しつつ、適切な規模の学校施設の開放の維持に取り組めます。	○	○				
放課後子ども教室の充実(学校・地域パートナーシップ事業)	こどもの居場所づくりとして、子ども合唱団・和太鼓・お琴の講座を通年開設するとともに、能楽教室の講座を夏休みに開設し、教師や地域住民のボランティアを指導者とした活動を推進しています。また、子どもフェスティバル(年1回)を開催し、こどもの文化交流体験の場の充実に努めます。		○				
子ども会活動への支援	こどもを地域で見守り育てていくことの重要性から児童間の交流や各種行事を推進する子ども会活動に対し、助成や支援を継続して行います。						○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
本に親しむ環境づくり	こどもが自発的に図書館を利用でき、読書に親しむ機会が増えるよう働きかけます。	○	○				
スポーツ活動を通じたこどもの居場所づくり	スポーツ少年団の活動の充実や年齢、校区を越えたスポーツ活動を通じた交流を促進し、こどもの心身の健全育成に努めます。		○				
子どもセンターの充実	子どもセンター（いぶき・すばる）で事業を継続して、児童生徒の安全確保に努めるとともに、より地域の身近な施設となるよう子どもセンター活動の充実に努めます。		○				
個性ある公園づくりの推進	町内各地の公園については、緑地の確保と住民の憩いの場として維持管理に努めるとともに、継続した公園遊具の定期点検により安全確保を図ります。	○	○	○	○	○	○
こどもの居場所づくり支援	こどもが安全で安心して気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる取組を実施する団体に対し、その経費を助成します。	○	○	○	○	○	○

基本目標 3 子育て当事者への支援

3-1 様々な経済的支援

【取組の方向】

こども・若者を支える子育て当事者に対して、こども・若者の成長段階に応じた支援を継続的に行っていく必要があります。このため、様々な経済的支援を行い、子育て家庭を支えることでこども・若者の健やかな成長につなげます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
児童手当の支給	高校生年代まで（18歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給します。国の制度に沿って実施していきます。						○
保育料（保育所利用料）の負担軽減	保育料について、国が定めた基準額（徴収金）の一部を町が負担することにより、保護者の保育所利用にかかる負担を軽減します。また、令和5年9月から開始した第2子以降保育料無償化を引き続き実施し、多子家庭の負担を軽減します。						○
子ども医療費助成	川西町に住所を有するこども（0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）にかかる医療費（保険適用分の医療費に限る。入院時の食事療養費は除く。）の一部を公費で助成することで、こどもの健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※助成方法は、原則、現物給付です。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。						○
任意予防接種の費用助成	任意予防接種（季節性インフルエンザ、おたふくかぜ）にかかる費用を一部負担し、接種を受けやすい体制を整備します。						○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付	妊娠期から面談を通じて、出産・子育ての相談に応じ様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と妊婦のための支援給付による経済的支援を組み合わせ実施します。						○
福祉医療費資金貸付	福祉医療費助成条例等の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者のうち、奈良県内の保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない医療費の一部負担金の支払いが困難なものに対し、一部負担金の支払いに充てる資金を貸し付けることにより、その生活の安定と自立を促します。 ※認定申請要。認定後、実際に貸付を受けたい場合は、貸付申請が必要です。また、認定申請判断には所得制限があります。 ※貸付申請は診療月の翌月7日まで、貸付日は診療月の翌月20日までとなります。 ※貸付審査時に、医療費の一部負担金が1万円以上であり、貸付限度額は30万円の制限があります。						○
就学援助	経済的に困窮する世帯の児童が小・中学校に就学できるよう、一定の基準により経済的支援を行います。また、就学・進学の子童生徒への準備金の支給や、小学校児童への制服購入費助成等の援助を行います。						○
児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）について、養育者に対して支給されます。国の制度に沿って実施していきます。（所得制限あり）						○
特別児童扶養手当の支給	精神や身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を監護する父や母、または児童と同居し監護する養育者に支給されます。国の制度に沿って実施していきます。（所得制限あり）						○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
障害児福祉手当の支給	施設入所や公的年金等を受給していない20歳未満の方で、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の障害のあるこどもに障害児福祉手当を支給します。 (実施機関は県ですが、二次的な窓口として) 障害手帳取得時に冊子「障害福祉のあんない」を見ながら制度説明を行い勧奨します。						○
心身障害者医療費助成	川西町に住所を有し、後期高齢者医療制度に加入していない1歳以上～75歳未満の方で、身体障害者手帳の1級・2級、又は、奈良県の療育手帳A1・A2の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。 ※認定申請が必要です。(1年度ごとに更新申請要)					○	○
精神障害者医療費助成事業(一般)	町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない75歳未満の方で、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。 ※認定申請要(1年度ごとに更新申請要、また、精神障害者保健福祉手帳の有効期限ごとに更新申請要)。					○	○
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級入級児童が小・中学校で就学できるよう、一定の基準により経済的支援を行います。						○

3-2 母子保健の推進

【取組の方向】

新生児を迎える家族にとって、母子に関する健康への関心は非常に高いため、母子に対する保健・医療の提供と情報提供や相談支援体制づくりが求められています。このため、母子ともに心身が健やかに育つことを目的として、妊娠・出産から子育て期における切れ目のない支援を行います。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
子育てネットワークの一本化の推進	令和6年度からこども家庭センターを設置しています。これにより、児童福祉と母子保健の両機能の一体的な運営を通して、福祉と保健が連携し、子育てネットワークの一本化を推進するとともに、必要に応じて関係部署とも連携を図ります。	○	○	○			○
子育て親子への支援	子育てサークルの育成や親子の交流の場、様々な季節行事、子育て講座、子育て関連情報の提供、子育てについての相談の実施等により、子育て親子の支援への取組を実施します。	○					○
子育て相談の充実	令和6年4月に設置したこども家庭センター（福祉こども課及び保健センター）において、専門職による一体的かつ包括的な相談対応を行います。また、相談対応を行う職員の更なるスキル向上を図り、質の高い相談業務を行うとともに、各関係機関との密な連携にも努めます。	○	○	○			○
ママパパ教室	妊娠期から母性・父性を育めるよう、また夫婦がともによきパートナーとして支え合い、協力し合いながら、これから迎える出産・育児等の意欲を高めることを目的に実施します。また、沐浴や調理等、参加者にも体験してもらいながら交流も図れる教室を開催します。						○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
マタニティマークの普及・啓発	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためにマタニティマークの普及・啓発を進めます。引き続き、妊娠届時にステッカーやストラップを配布し、広報等で普及啓発に取り組みます。						○
親子に対する読書支援	発達段階に応じた読み聞かせや読書案内を行い、子育て中の親子が楽しみながら、読書に親しめるよう努めます。ブックスタートや図書館における絵本の読み聞かせ等により、こどもが読書の楽しさを知り、親子が読書体験を深められるよう、機会を提供していくよう努めます。	○					○
母子健康手帳の交付	妊娠届時に交付します。保健師との面談後、リスクアセスメントを行い、早期に支援が必要な妊婦を発見できるよう努めます。						○
産後ケア事業	出産後、育児支援が得られない方や母親の体調不良や育児不安のある方を対象に、自宅訪問や助産院への通所や宿泊にて支援を行います。	○					○
妊婦一般健康診査	妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ妊婦の健康管理を目的とする健康診査において受診券を発行し、受診を促進します。						○
妊産婦・新生児訪問 こんにちは赤ちゃん訪問 養育支援訪問	全戸の妊婦訪問と赤ちゃん訪問により、育児不安の高い時期に相談を行い、育児環境の把握等に努めます。一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭については養育支援訪問事業で対応します。	○					○
不妊治療	不妊に悩む夫婦等の経済的負担を軽減し、妊娠・出産を視野に入れ積極的な治療を受けやすくするため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。				○	○	○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	子 育 て 当 事 者
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に、健康保持と疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じた乳幼児健康診査を実施します。また、健康診査時に、成長・発達・栄養・子育て等に関する相談を行います。	○					○
歯科保健指導	町内の幼児教育・保育施設や小学校に出向き、歯科指導を実施します。また、保護者への普及啓発にも取り組みます。	○	○				○
離乳食教室	こどもの月齢に応じた離乳食の進め方や調理法、保存法等について指導します。正しい食習慣、生活習慣に気づく場として内容を充実していきます。	○					○
親子クッキング	幼児（3～5歳児）及び小学生の親子を対象に、こどもを主体とした調理実習を行います。クッキングを通してこどもだけでなく、大人も調理方法を学ぶ機会とし、正しい食生活を伝えていきます。	○	○				○
家族への啓発	スーパーや地域への巡回において、幅広い世代の方へ減塩や野菜摂取増加等の食生活に関する情報提供を行い、健康意識を高めていきます。	○	○	○	○	○	○
食育の推進	幼稚園及び小・中学校で給食を実施し、幼児・児童生徒の心身の健全な発達を目指すとともに、食に関する正しい理解と判断力を養えるよう努めます。また、保健センターにておやつの過剰摂取や選び方等について、児童・保護者に正しい情報を伝えます。	○	○	○			○
予防接種の実施	乳幼児健診等において、接種状況を確認し、接種の必要性や接種時期等を指導していきます。	○	○				○
休日応急診療体制	磯城郡医師会等が当番制で実施している磯城休日応急診療所の充実と休日医療等に関する情報提供を行います。	○	○	○	○	○	○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
小児救急医療体制	橿原市休日夜間応急診療所にて実施しています。	○	○				
小児救急医療電話相談の紹介	赤ちゃん訪問時等に、土・日、祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について紹介します。	○	○				○
小児科・産婦人科オンライン相談の活用	小児科や産婦人科の医師等に LINE を通じて無料相談を受けることができます。			○	○	○	○

3-3 地域子育て支援の環境整備

【取組の方向】

子育て当事者がこどもを育てるためには、地域における子育て支援が必要です。このため、共働き世帯等を支える保育や子育て当事者同士の交流・親睦等の機会の提供等により、家庭や地域において安心して子育てできる環境を整えます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
一時預かり事業	川西こども園（一般型及び幼稚園型）及び川西幼稚園（幼稚園型）で実施しています。引き続き、共働き世帯等、こどもの保育が十分にできない家庭へのきめ細かな支援に努めていきます。						○
ファミリー・サポート・センター事業（一時預かり）	こどもを預かってほしい人（依頼者）のニーズに対応するためにこどもを預かってくれる人（支援者）を組織し、その活動を充実させるための支援を行います。						○
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	開所時間の拡充や、待機児童解消に向けた利用定員の確保等、近年の学童保育所のニーズ増加傾向を考慮して運営しています。今後は利用者の満足度向上に向けて事業内容の一層の充実に努めます。		○				○
子育てに関する情報提供	「広報川西」やFacebook、Instagram、アプリ、子育て関連フリーペーパーやホームページを活用し、子育てに関する情報や、地域のイベント情報、子育てサークル、ボランティア活動に関する情報を提供していきます。						○
子育てサークルやボランティア活動の支援	メンバーが、主体的に組織運営や事業の企画運営を担っていけるよう、必要に応じてスキルアップ講座等の研修の場を設けるなど、子育てサークルやボランティア団体が主体的な住民活動を行えるよう、活動支援を充実します。				○	○	○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
つどいの広場事業	子育て親子が気軽に足を運び、こどもを育て合う、育ち合う関係をつくる機会と場所を提供しています。地域のボランティアをはじめ、様々な人が子育てに関わり、社会全体で子育てを応援する場としての支援を行っていきます。常設の広場のほか、以下の広場を設けます。 ・おでかけ広場…身近な地域での多様な交流を通して、保護者やこどものニーズに応えていくため、町内の教育・保育施設、公共施設や公園等を利用して実施しています。誰もが参加しやすい場の提供に取り組めます。 ・年齢別親子広場…就園前親子の交流の場として同年齢のこどもとその親が集い、楽しい時間を共有しながら、子育て情報や育て方のノウハウを交換し合える場を提供します。	○					○
子育て支援センター移転整備	利用者の利便性の向上や関係機関との連携を図るため、川西文化会館（以下「文化会館」）内へ移転します。 これに伴い、こどもとその保護者が集う遊びと交流の場として文化会館2階に遊具等を設置し、遊戯室として整備します。併せて、文化会館中庭を屋外遊び場として整備するとともに、文化会館2階トイレをこどもとその保護者の利便性が向上するよう改修します。 また、文化会館エレベーターについて、こどもを含む利用者の安全確保のため、改修します。 移転後は、未就学児ばかりでなく、小学生も施設利用の対象として異年齢交流の促進を図ります。	○	○				○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
住民参画の促進	面塚桜祭りや川西夏フェスタの実行委員会に青少年団体等の役員に参加していただくなど、子育て世代の目線に沿ったイベントを開催しています。引き続き、まちづくりに向けた住民の参画を促進します。				○	○	○
地域支援ボランティア	学校教育では地域学校協働活動、社会教育では各種社会教育活動に主体的に参画できるよう周知しており、引き続き地域住民の参画を促進していきます。						○
主任児童委員・民生児童委員との連携	主任児童委員・民生児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。						○
学校と主任児童委員・民生児童委員との連携	学校と主任児童委員・民生児童委員が連携を図り、子育てに関する相談や情報交換を行い、こどもの健全育成に努めます。		○	○			○
地域の人材を活かした活動	スポーツ推進委員が子ども連合会等でスポーツを通じて交流を図ります。		○	○			○
家庭教育の支援	家庭における教育力の向上に向けて、連合PTAと共催し、家庭教育への支援を実施します。また、幼稚園・小学校との連携を強化し講演会を実施します。						○
教育講演会等の充実	就学前児童や学齢児への教育についての講演会等を充実させ、保護者や地域の教育力の向上を図ります。						○

3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスとは「仕事と生活の調和」とも言われ、子育てや介護の時間、自らの時間や、地域活動の時間等と、仕事の時間をバランスよく過ごしなが、やりがいをもって人生を過ごすことです。このため、企業や家庭に対してワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発に努めるほか、男女共同参画の実現に向けた取組を進めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
育児への父親の参加促進	父親の家事や育児への参加を促進するための一環として、ママパパ教室、親子クッキング等を実施します。教室に参加しやすいよう、開催日程等の工夫を行います。	○	○				○
育児休業等に関する情報提供及び取得促進に向けた取組の推進	広報や様々な機会を利用し、育児休業や介護休業に関する情報の提供に努めます。また、育児休業等を取得しやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。				○	○	○

3-5 配慮が必要な子育て家庭への支援

【取組の方向】

こども・若者の成長は、家庭の状況や子育て当事者の状態に大きな影響を受けます。できるだけ家庭や子育て当事者の事情がこども・若者の成長に影響を与えないよう、こどもの養育が困難であったり、経済的に厳しい家庭に対して、相談支援や経済的支援を行います。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ショートステイ事業	町外の3施設と委託契約をしています。引き続き、保護者が病気や仕事のため、こどもの養育が困難になった時の児童養護施設等での養育（子育て短期支援事業）を実施します。	○	○	○			○
トワイライトステイ事業	町外の3施設と委託契約をしています。引き続き、保護者が仕事その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等にて生活指導、夕食の提供等を行う事業（子育て短期支援事業）を実施します。	○	○	○			○
ひとり親家庭への就労相談支援	ハローワークや中央こども家庭相談センター、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県スマイルセンター）等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。						○
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業を実施します。	○	○	○			○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ひとり親家庭等医療費助成	川西町に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める①配偶者のない男子又は女子で児童（０歳以上～１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者）を扶養している者や、②その者に扶養されている児童、若しくは③父母のない児童や、④その父母のない児童を養育している配偶者のない男子又は女子若しくは婚姻をしたことのない男子又は女子、の通院と入院にかかる医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るとともに、生活の安定と福祉の向上に寄与します。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。 ※認定申請が必要です。（１年度ごとに更新申請要） ※認定事由発生日ではなく申請日からの資格取得となります。						○

第6章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

こども・若者への支援や子育て支援に関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたります。このため、国及び県等の動向を踏まえながら、「川西町子ども・子育て会議」や庁内関係課を中心に、関係機関、事業者、関係団体及び地域住民等の協力を得ながら、こども・若者及び子育て当事者等に対する支援と本計画の着実な実施に取り組みます。

また、保護者、関係団体等からの意見や、こども・若者からの意見にも耳を傾け、全てのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の構築に向かうように取り組みます。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画（Plan）の所期の目標を達成するためには、計画に基づく取組（Do）状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図る「PDCAサイクル」による進捗管理が必要です。

このため、「川西町子ども・子育て会議」において毎年度の進捗状況の把握・点検を行うとともに、計画期間中であっても、国や県の動向や「川西町子ども・子育て会議」における審議等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行っていくこととします。

3. 評価指標の設定

計画の進捗を評価するため、次のとおりの指標を定めて確認を行うことで、計画に基づく取組状況を把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図ります。

【施策・事業の取組に基づく指標】

施策・事業	指標	現状値	目標値 <R11 年度>
こども・若者の意見表明の場づくり	川西こども議会の開催	<令和6年度> 1回/年	維持
子育てに関する学習機会の提供	赤ちゃん体操教室、キッズからだ遊び教室の参加者数	<令和6年度> 169人	維持
こどもの居場所づくり	こどもの居場所づくり支援事業補助金の交付団体数	<令和7年度> 3団体	5団体

【こども・若者を対象とした調査に基づく指標】

指標	現状値	目標値 <R11 年度>
自分自身に満足している ※「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」の合計割合	小3・小5・中2：75.9% 16～39歳：56.8%	割合の増加
自分の将来について明るい希望を持っているか ※「明るい希望がある」＋「どちらかといえば、明るい希望がある」の合計割合	小3・小5・中2：84.4% 16～39歳：64.8%	割合の増加
社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）ことがあるか ※「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」の合計割合	小3・小5・中2：42.2% 16～39歳：46.4%	割合の減少